

高山市障がい児通園等助成について

飛騨地域の障がい児通園施設と飛騨地域以外の障がい児通園施設、病院等に通う在宅の障がい児を持つ保護者に対し、必要な経費の一部を助成します。

【対象となる障がい児】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている児童
- ・療育手帳の交付を受けている児童
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- ・通園や通院が必要な児童

※18歳未満の方が助成対象です。(ただし誕生日の属する月末受診分まで対象です。)

【対象となる通院等】

- ・障がいの早期治療、機能回復等のための通院・通園

《通園・通院助成》

＜対象となる施設＞

飛騨地域の障がい児通園施設(当該施設に併設する保育園は除く)

※裏面に一覧あり

＜飛騨地域以外の次の施設・病院＞

- ・保護者の下から通わせて治療等を行うことを目的とする肢体不自由児施設など
- ・育成医療等を行う病院など

※飛騨地域：高山市、飛騨市、下呂市及び白川村(飛騨地域内の病院は対象となりません)

助成金額

- ① 3,000円／月(飛騨地域内の障がい児通園施設)
 - ② 4,500円／回(飛騨地域以外の施設)月4回まで
- ※①と②が重複する月については、②の金額で計算します

《宿泊に係る助成》

病院等へ通うためにホテル等に宿泊した場合、宿泊費の一部を助成する

※岐阜県と岐阜県に隣接する県(愛知県、三重県、富山県、石川県、長野県、福井県、滋賀県)は対象外

助成金額

1回の通院等に係る宿泊につき、3,000円／回(月4回まで)を助成

《保護者の付添に対する助成》

対象となる障がい児が飛騨地域以外の病院に入院し、入院中に保護者が付添いのために病院と自宅を往復した場合、交通費の一部を助成する。 ※入退院当日の移動に係る経費は対象外

助成金額

1回の入院につき、4,500円を助成

【申請に必要な書類】

- ① 高山市障がい児通園等助成事業申請書(別記様式第1号)
- ② 通園・通院証明書(別記様式第2号 ※施設の押印必須)または領収書
- ③ 請求書(別記様式第3号)
- ④ 宿泊に係る領収書
- ⑤ 入院に係る領収書および入退院当日以外で病院⇄自宅を往復したことが確認できる領収書(高速道路 ETC 明細や公共交通機関の領収書、病院駐車場領収書等)

※1.④、⑤の書類に関しては該当の申請をする場合にのみ必要です。

※2.オンライン申請の場合、②、④、⑤の書類に関しては撮影した写真データを添付してください。

申請書・請求書は市 HP のほか、福祉課窓口、各支所地域復興課にて配布しています。
窓口へ提出、またはオンラインにて申請してください。

●令和6年12月からオンライン申請に対応しましたので、ぜひご利用ください。

<QRコード>

<URL> <https://logoform.jp/form/kHVi/702494>



飛騨地域の障がい児通園施設(当該施設に併設する保育園は除く)

あゆみ学園	ゆりのこ	ナーシングデイ高山	テント
第二あゆみ学園	からふる	ふいーる	てとらのつみき
いきいき広場	なちゆるる	ちあふる	HABILIS-HIDA りすの実
おひさま教室	てとら	メイちゃんのおうち	みみっこ
すくすく教室	ぱわふる	メイちゃんのおうち 2nd	

※1.ただし、当該月に1回以上、保護者が送迎している場合に限りです。

(通園施設等の無料送迎サービスのみで通園している場合は対象になりません)

※2.日中一時支援事業は対象外です。

問合せ先
高山市役所 市民福祉部 福祉課
TEL (0577)35-3356
FAX (0577)35-3165